

「次世代育成支援対策推進法」に基づく損保協会の第5期行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを行う従業員の活躍を支援するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間：2025年4月1日～2027年3月31日までの2年間

2. 内 容：

目標1：妊娠中や育児を行う職員が、職業生活と家庭生活の両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮することで活躍できるような雇用環境の整備を推進する。
あわせて、育児休業取得率については、男性50%以上（取得期間7日以上）、女性75%以上を達成する。

<対策>2025年4月1日から2027年3月31日まで実施

- (1) 妊娠・出産、育児に関する各種制度の理解を深めるため、対象職員および上長に対して周知する。
- (2) 育児休業中の待遇や復職後の労働条件等について、対象職員に対し、適時・適切な説明を行う。
- (3) 仕事と育児との両立の観点から、短時間勤務制度や所定外労働の制限に関する制度等について対象職員に対して周知・案内するほか、在宅勤務制度や就業時間の繰上げ・繰下げ制度、時間単位年休などの制度活用を促す。
- (4) 出産や育児等のやむを得ない家庭の事情等で退職した職員の再雇用制度（ジョブリターン制度）について、職員に対して周知する。
- (5) 妊娠中や育児を行う職員が能力を発揮し活躍できるよう、キャリア自律研修や管理職研修等を実施する。

目標2：労働者一人あたりの月平均所定外労働時間を5%以上削減する。

<対策>2025年4月1日から2027年3月31日まで実施

- (1) 時間外労働の削減に向け、「20時以降残業禁止」「ノー残業DAY（毎週水曜日・毎月最終金曜日）の一律18時退社」の目標を掲げ、サンプルチェックやモニタリング等を通じて、取組みの徹底を図る。
- (2) 長時間労働となっている従業員については、部門長に対し業務削減・省力化や業務分担の見直しを求めるとともに、人事部門においてフォローアップを行い、労働時間削減を徹底する。

以上